

山武市

(令和 6 年 3 月 11 日)

「山武警察署管内犯罪被害者等支援に係る連携協力に関する協定」

締結式開催のお知らせ

お世話になっております。

標記の件について、別紙のとおりお知らせいたします。

ご確認をよろしくお願いいたします。

【この件に関するお問合せ】

総務部 市民自治支援課

0475-80-1271

令和6年3月11日

「山武警察署管内犯罪被害者等支援に係る 連携協力に関する協定」締結式開催のお知らせ

山武市、横芝光町、芝山町、山武警察署及び公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターは、山武警察署管内における犯罪被害者等の支援に関し、連携協力して犯罪被害者等に寄り添う支援を行うため、5者による連携協力に関する協定を締結することとなりましたのでお知らせいたします。

【協定名】 山武警察署管内犯罪被害者等支援に係る連携協力に関する協定

【目 的】 山武市、横芝光町、芝山町、山武警察署、千葉犯罪被害者支援センターが連携協力して犯罪被害者等に寄り添う支援を行うことにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復、軽減を図るとともに、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現に資する。

【締結式】 日 時：令和6年3月19日（火）午後2時00分～
（受付開始：午後1時30分から）

場 所：山武市役所 新館3階 第5会議室

出席者：横芝光町長、芝山町長、山武警察署長、
公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター理事長、
山武市長

【協定事項】 目的を達成するために以下のとおり連携協力を図ります。

- ・それぞれが実施する支援に必要な情報の提供
- ・各種支援策の周知、啓発

【お問合せ先】 山武市役所 総務部 市民自治支援課 担当：山口、深澤
T E L：0475-80-1271
Email:katsudoshien@city.sammu.lg.jp

※ 協定締結式（3月19日）よりも前の本協定締結及び条例制定等に関する記事の掲載、並びに各自治体、山武警察署、千葉犯罪被害者支援センターへの個別の取材はお控えくださいますようお願いいたします。
協定締結式終了後に担当者が質疑に応じる時間を設けます。